

尼行推第2090号  
尼財第2460号  
尼行管第3190号  
平成30年9月4日

各 局 室 長 様

市 長

平成31年度予算編成方針について（通知）

「後期まちづくり基本計画」では、前期計画策定以降、毎年度実施してきた施策評価の結果などを反映し、施策の枠組みを再編するとともに、「ファミリー世帯の定住・転入促進」に資するものを中心として、4つの「ありたいまち」ごとに、施策間連携を強め、重点的に取り組んでいくべき項目を「主要取組項目」として具体的に示しました。

また、昨年度中間総括を行った「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」に基づく取組は、これまでの構造改善の取組などにより、当初予算において2年連続で公共用地先行取得事業費会計繰出金を除いて収支均衡を確保するなど、財政の健全化に一定の進捗が見られますが、依然として社会保障関係費や公債費が高い水準で推移することが見込まれることから、中間総括で示した財政規律や財政目標などを意識し、収支均衡の継続に向けた道筋をつけないければなりません。

こうした中、平成31年度予算に向けては、本市の最重要課題である「ファミリー世帯の定住・転入促進」に向けた取組ならびに、単に尼崎で暮らす人を増やすだけでなく、まちに対する誇りや愛着を感じ、まちづくりに参画する人などが増えることを目指す「シチズンシップの向上とシビックプライドの醸成」に向けた取組を重視します。

あわせて、施策評価での確認を踏まえ、施策のより効果的・効率的な展開を目指すとともに、行財政改革の取組により、市民サービスの維持・向上のための財源を生み出すなど、未来へつなぐ財政運営を意識した、メリハリのある編成を行います。

## **1 平成 31 年度に向けて特に重点的に取り組む項目の考え方等**

### **(1) 平成 31 年度に向けて特に重点的に取り組む項目**

下記に掲げる項目について、一定の範囲内で予算の重点配分や体制整備を行う。

ただし、下記に掲げる項目であっても財源に限りがあるため、創意・工夫し、優先順位を付けて要求を行う。

#### **学力向上対策（施策 3）（「学びの先進都市」の推進）**

本市の学力面は、これまでの取組により着実に向上しているものの、未だ全国平均には到達していないことから、引き続き、確かな学力の育成に向けた取組を進める必要がある。

#### **待機児童対策（施策 4）（子どもの育ちと活動への支援）**

これまで保育所等の定員の拡大に取り組んできたものの、さらなる需要の高まりなどにより、依然として待機児童が生じている状況にあるため、引き続き、待機児童の解消に向けて取り組んでいく必要がある。

#### **子どもの育ち支援センターにおける取組（施策 3・4）**

##### **（子どもの育ちと活動への支援）**

子どもの健全な成長は、すべての市民の幸せな暮らしにつながることを鑑み、「子どもの育ち支援センター」において、「不登校」や「児童虐待」、その背景の要因の一つと考えられる「発達障害やその疑いがある子ども」に対し、その特性、発達段階等に応じた、福祉、保健、教育などの関連分野が有機的に連携し、総合的かつ継続的な支援を行う必要がある。

#### **観光地域づくり（施策 14）（地域の「稼ぐ力」を引き出す観光地域づくり）**

尼崎城をはじめとする城内地区のまちづくりは、新たな地域資源として本市の魅力を飛躍的に向上できるチャンスであることから、この機を活かした観光地域づくりに取り組む必要がある。

#### **住宅施策における定住・転入の促進（施策 16）（よりよい都市機能の創出）**

ファミリー世帯の定住・転入の促進については、これまでも学校教育や子育て支援策を中心に、様々な取組を実施しているところであるが、それらに加え、「人口動態」と「住宅動向」の関係に着目し、住宅施策についても総合的な視点から検討・実施していく必要がある。

### **地域振興体制の再構築(施策1・2・4・6・7・11)(自治のまちづくりの推進)**

社会の課題が複雑かつ多様化する中、暮らしの中から生じる課題を解決するためには、市民一人ひとりが、身近な地域や社会に関心を持ち、地域の課題解決や魅力向上にともに取り組めるような地域づくりを目指していかなければならない。

そのためには、施設・組織の再編、新たな管理職の配置も含めた職員の増員等による体制の充実や、職員の行動変容にも取り組み、市全体として行政の地域への向き合い方を大きく変えていく必要がある。

#### **(2) (1)以外の項目**

「(1) 平成31年度に向けて特に重点的に取り組む項目」以外の項目については、現行取組を基本としながら、各局の創意工夫のもと、更なる取組の充実と改善を図り、効果的な施策遂行に努める。

## 2 あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの推進

「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)に基づき、前半5年間(平成25~29年度)で30億円を超える構造改善に取り組むとともに、平成30年度当初予算においても7.5億円の構造改善に取り組み、前年度から引き続き、公共用地先行取得事業費会計(以下「先行会計」という。)繰出金を除いて収支均衡を確保したことに加え、財源対策としての市債に頼ることなく当初予算を編成するに至るなど、これまでの行財政改革の取組の成果として、財政の健全化に一定の進捗が見られる。

しかしながら、収支面では、高齢化の進展による社会保障に係る経費の増等により収支不足額の拡大が見込まれ、加えて、将来負担については、プロジェクト策定以降、学校環境の充実や公共施設の老朽化といった、本市の喫緊の課題、市民ニーズへの早期の対応を図ってきた中で、他市と比較しても非常に高い水準にある。

こうしたことなどを踏まえ、平成29年11月にはプロジェクトの中間総括を行い、毎年度遵守すべき財政規律と平成34年度までに達成すべき財政目標を掲げており、最終目標である「持続可能な行財政基盤の確立」に向けて、更なる取組を進めていく必要がある。

平成31年度予算編成にあたっては、施策評価結果も踏まえる中で、歳入確保や歳出抑制に向けた取組を積極的に推進するとともに、アウトソーシングの推進を中心とする業務執行体制の見直し、また、公共施設の量や運営コスト等の最適化を図る公共施設マネジメントなど、中長期的な視点での取組も着実に進めていく。併せて、将来負担と公債費の抑制に向けては、プロジェクトに掲げる目標数値も踏まえ、投資的事業の総量等を適切に調整する。

(プロジェクトの中間総括に掲げる財政規律・財政目標)

更なる構造改善の推進	
財政規律	相応の外的収支悪化要因がない限り、中期目標で達成した水準である「先行会計繰出金を除いて実質的な収支均衡」を維持する。
財政目標	更なる構造改善の推進に向けて、プロジェクトの後半5年間で少なくとも15億円の構造改善に取り組む。
交付税措置を重視した市債管理	
財政規律	行政改革推進債や退職手当債などの市債に依存しない行財政運営を維持するとともに、交付税措置のある市債の活用を基本とする。
財政目標	減債基金(公共施設マネジメント計画に係る積立を除く)を活用し、行政改革推進債や退職手当債などの市債について早期償還を進める。
計画的・戦略的な基金の積立	
財政規律	収益事業収入及び土地売却収入については、収支に組み入れず基金積立を基本とするほか、財政収支上の剰余金については、財政調整基金及び減債基金の積立に活用する。
財政目標	不測の事態に備えるとともに、より弾力性のある行財政運営に向けて、財政調整基金の拡充を図る。
更なる将来負担の抑制	
財政規律	通常事業の市債発行額は元金償還額以内を基本とする。
財政目標	将来負担の抑制については、プロジェクト策定後に拡充された交付税措置を加味して最終目標である目標管理対象将来負担1,100億円以下を達成する。

### (1) 歳入確保に向けた取組

市税のほか、住宅家賃、国民健康保険料などについては、これまでの取組により、収入率向上の成果が現れているが、未だ多額の収入未済が生じている。そうした中、本市における債権管理の統一的指針を定めた尼崎市債権管理条例が平成 30 年 4 月 1 日に施行されたことから、この機を確実に捉え、同年 9 月を目途に策定される尼崎市債権管理推進計画に基づく取組を重点的かつ着実に推進し、収入率の向上や収入未済額の縮減に努めるなど、これまで以上に積極的な歳入の確保を図る。

### (2) 歳出抑制に向けた取組

歳出抑制に向けた取組については、施策評価結果も踏まえる中で、既存事業の再構築、改廃など、次のとおり、積極的な歳出の抑制を図る。

前例踏襲という固定概念から脱却し、ゼロベースの視点で類似事業との統合も含めた事業の再構築を進めるとともに、優先順位の低い事業は見直す。

国の制度改正などにより市負担が生じている事業や近隣自治体での実施水準を超える事業については、本市の地域性や独自性に鑑みて高いサービス水準を維持すべき特別な事由を除いて、同水準となるよう見直す。

消費税率の引き上げによる影響へ対応するとともに、各局による主体的な事務事業の見直しを図るため、人件費、扶助費、投資的経費、維持管理経費などを除く裁量的な経費については、枠配分予算の対象とし、平成 30 年度当初予算の一般財源額を上限とした予算編成を実施する。

### (3) 事業の改善に向けた取組

市民サービスの向上等に資する事業の改善に向けた取組については、これまでの事業の有効性に係る客観的な分析や施策評価結果を踏まえるとともに、費用対効果も勘案する中で、アウトソーシングの推進を中心とする業務執行体制の見直しなど、民間活力の活用等による事業の改善を図る。

### (4) 投資的事業の調整

投資的事業については、市民の安全・安心を最優先としつつ、プロジェクトに掲げる将来負担の目標数値を達成していく必要があることから、平成 30 年度主要事業の投資的事業一覧に掲載されている事業の継続を基本に、複数年度（平成 31～33 年度）を見通した上で、事業量や実施時期等の調整を行う。

### (5) 公共施設の再配置・統廃合と跡地活用

公共施設全般について、尼崎市公共施設マネジメント基本方針に基づき、より一層、その量、質、運営コスト等の最適化を進めるため、具体化を進めることを前提に調整を行う。

### **3 効果的・効率的な職員定数管理**

各施策を有効に展開していくために、施策評価に基づく事業の再構築と連動した職員定数の調整を行い、効果的かつ効率的な人事・組織マネジメントを推進し、限られた人的資源の中で、既存事業の再構築など業務執行体制の見直しを実施することで、新たな市民ニーズや行政課題への対応を図ることとする。

そのためには、業務執行体制見直し検討会議において整理された方向性を踏まえ、更なるアウトソーシングの導入や会計年度任用職員の任用範囲の拡大に向けた具体的な検討や取組などを進めるとともに、事務事業の効率化や見直しによる体制のスリム化をより一層進めながら、それにより生み出される人的資源を必要な部門へ投入する（スクラップ&ビルドの手法）こととする。

#### **(1) 施策評価と連動した定数調整**

施策評価結果に基づいた事業の再構築（廃止を含む。）を行うものについては、その結果に基づき職員定数の調整を行う。なお、総合計画の施策分野に該当していない事業の再構築（廃止を含む。）についても、政策調整を行うものは、その結果に基づき職員定数の調整を行う。

#### **(2) 事務の効率化等により財政的効果が見込まれる取組に係る定数調整**

上記(1)の項目以外で、将来的な事務量減や効率化が見込まれる取組や、人件費を含めた財政的な効果が生み出せる取組については、その業務量等を十分に精査する中で、職員定数の調整を行う。

#### **(3) “あまがさき”行財政構造改革推進プラン後年度実施項目及びあまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト既計上項目並びに定数削減の継続検討項目に係る定数調整**

プランに計上している後年度実施項目及びプロジェクトに計上している実施項目に係る職員定数については、既に効果額として算定している内容を基に調整を行う。

また、定数削減に向けて継続して検討・調整してきた項目に係る職員定数については、その経過等を踏まえる中で、引き続き調整を行う。

#### **(4) 特定の業務を遂行するため、過去に職員定数の配置を行った項目等に係る定数調整**

期間限定で職員定数の配置を行った項目については、当初予定していた期間満了年度をもって、配置していた職員定数を解消する。

また、一定の行政目的を達成するまでの間、配置を行った項目については、その達成の度合いや現時点での必要性を十分に踏まえた上で、配置していた職員定数を解消する。

その他、当初の予定に比べて十分な成果をあげていない項目については、その必要性を改めて精査する。

### (5) 上記以外に係る定数調整

上記(1)～(4)の項目に該当しない職員定数の変更については、各部局の主体性や自由性をより高め、業務の円滑な遂行に向けたマネジメントの強化の観点から、上記(1)～(4)の項目に該当しない職員定数を上限とする中で、各部局においてスクラップ&ビルドにより対応するものとするが、変更内容について、総務局において確認を行う。

なお、職種の変更が伴うものについては、事前に総務局と協議を行うものとし、そのうち組織改正を伴うものは別途調整を行うものとする。

## 4 議会からの施策等に対する提言

市議会において施策評価などを用いた審査が行われることを踏まえ、議会からの施策等に対する提言などへの対応について、予算編成の中で調整する。

## 5 今後のスケジュール

項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規拡充事業 投資的事業 行財政改革項目		新規拡充事業・行財政改革 項目の提案調書締め切り 企画財政局査定・確認	市長・副市長査定・確認	予算整理 主要事業(素案)公表	パフコム	主要事業(案)公表	
予算編成	予算編成方針の発信	予算要求書締め切り 企画財政局予算査定			市長・副市長査定	当初予算(案)公表	
職員定数		定数要求書締め切り 総務局定数査定		市長・副市長査定	定数整理		

以上